

受理番号	受理年月日	付託委員会	審査結果
4	令和5年11月17日	総務	
件名	国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書		
紹介議員	平良木 哲也		
請願の要旨			
<p>【請願要旨】</p> <p>(1) 冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後をたたない。冤罪事件では、長時間に亘る取調に耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多いのである。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされるのである。</p> <p>(2) 無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかない。最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われているが、ほとんど認められていない。直近では、3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、袴田さんへの死刑判決の根拠とされた証拠について、「5つの衣類」は捜査機関がねつ造したものと認められたからである。東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始された。</p> <p>(3) 再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な証拠を提出することが求められる。ところが、証拠は検察の手にある。それらを開示させる法律はない。無罪となった再審事件で、新証拠で、実は当初から検察が隠し持っていたケースもあった。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずである。</p> <p>また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえて、証拠開示の制度化をおこなうことが求められている。</p> <p>(4) 再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題である。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、2005年再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われないうちに、89歳で獄死した。こうした悲劇をくり返させないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白である。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、「不服申立て」するのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことである。再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害している。</p> <p>(5) 再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要であるが、裁判官に</p>			

よっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多いのである。裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールを作る必要がある。

(6) 現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままである。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）を禁止すること、再審における手続きを整備し、ルールをつくるのが、冤罪の救済のための焦眉の課題である。

無罪の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の3点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことが必要である。

- 一 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること。
- 三 再審における手続きを整備し、ルールを作ること。

【請願事項】

再審における検察手持ち証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止、公正な再審手続きの整備のために、国に意見書を提出していただけるよう請願する。